

第 23 回東京都障害者スポーツ大会における 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策実施方針について

第 23 回東京都障害者スポーツ大会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 11 月 5 日更新版）に公益財団法人日本パラスポーツ協会と公益財団法人日本スポーツ協会が共同して発行した「スポーツイベントの再開に向けた感染予防拡大ガイドライン」等を踏まえ、以下のとおり対策を講じることといたします。

選手、スタッフ、介助者など大会に関わるすべての方々が、感染症を防ぐための共通理解を持って頂くことで、安全・安心な大会運営とするため、ご理解とご協力をお願いします。

（※本方針は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況に応じて改訂する場合がございます。）

基本方針

○ 感染拡大防止に向けた大会運営の方法

1 感染症予防の物的措置

- ・主催者及び大会運営スタッフは会場の各所に手指消毒用のアルコールを設置し、こまめな手洗い、手指消毒を呼びかける。
- ・すべての大会関係者はマスクの着用を義務づける。
- ・選手と密接に関わるスタッフなどは、フェイスシールドあるいはアクリル板などを併用する。

2 体調管理

全競技において、大会前日準備および大会当日は、受付時に「第 23 回東京都障害者スポーツ大会体調管理チェックシート（以下「体調管理チェックシート」）」（P.68）を提出すること。

3 来場者の管理・制限

全競技において、選手以外の来場者（介助者・伴走者・アシスタント・ガイドヘルパー含む）は、本方針の内容を理解するとともに、「体調管理チェックシート」を事前に HP より入手し、提出すること。

4 観戦者・応援者の来場について

全競技において介助者以外の観戦や応援を目的とした方の来場は認めない。原則無観客とする。

5 敢闘賞メダルの表彰中止

表彰場所の密を避けるため、3 位以内の選手を表彰対象とする。なお、知的部門の競技およびフライングディスク競技で実施していた 4 位以下の選手への敢闘賞メダル表彰は中止とする。

6 身体部門および「陸上競技」と「水泳」の参加種目数の制限

招集所、競技場所、表彰場所の密を避けるため、以下のとおりとする。

- ・申し込みは 1 人 1 競技までとする。当該競技が同一開催日ではなくても複数の競技に申し込むことは出来ない。
- ・「陸上競技」と「水泳」は 1 人 1 種目までとする。

7 リレー種目の中止

知的部門の陸上競技、水泳で実施していたリレー種目については、招集所や表彰場所の密を避けるために行わない。

具体的な対策

○ 全般的な事項について

- 1 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示する。
- 2 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する。
- 3 障害者や高齢者など利用者の特性に配慮する。
- 4 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた情報について、保存期間（1月以上）を定めて保存する。
- 5 大会終了後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

○大会参加募集時について（主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置）

- 1 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
 - ・大会前日（前日準備スタッフ）および大会当日（選手・スタッフ・介助者など）に、別紙「体調管理チェックシート」を提出できない場合
 - ・「体調管理チェックシート」における<大会前2週間における体調>で、1項目でもチェックが無い場合。または、適切に体調管理がされていないと主催者が判断した場合
 - ・大会前日および大会当日時点で、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として、行政から自宅待機を要請されている者
 - ・大会前日および大会当日の受付において実施する検温で 37.5°C以上または平熱を超える発熱が認められる場合
- 2 マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する）。
- 3 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。
- 4 高齢者及び基礎疾患有する者は、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクが高いことを認識すること。
- 5 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 6 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m））を確保すること。※障害者の誘導や介助を行う場合を除く
- 7 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 8 感染防止のために主催者が決めた、その他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

- 9 「密閉空間」、「密集空間」、「密接場所」を避けた行動を徹底すること。
- 10 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

○当日の参加受付時について

- 1 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- 2 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 3 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- 4 受付を行うスタッフには、マスク及びフェイスシールドを着用させる。
- 5 参加者から体調チェックシートの提出を求める。

○大会参加者への対応について

- 1 選手（介助者を含む）
 - ・会場ではマスクを着用し、咳やくしゃみをする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにすること。
ただし、競技中はマスクを外すことを推奨する。表彰式ではマスクを着用すること。
 - ・大きな声を出しての応援、他の選手との握手やハイタッチなどの接触は行わないこと。
 - ・マスク着用時以外の選手同士の会話は控えること。
- 2 競技役員・スタッフ
 - ・会場ではマスクの着用に加え、競技に応じた個人防護具（フェイスシールド、ゴム手袋、ゴーグルなど）を着用すること。
 - ・用器具の共用はできるだけ避けること。やむを得ず使用した場合は用器具や手指の消毒を行うこと。

○ 主催者が準備すべき事項について

- 1 洗面所・手洗い場所
 - ・トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については消毒を行い、使用後の手指消毒を呼び掛ける表示をする。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
※「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
 - ・手を拭くための使い捨てペーパータオルを必要に応じて用意する。
※参加者にマイタオルの持参を求めるてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備は使用しないようにする。
 - ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。
- 2 更衣室、休憩・待機スペース
 - ・他の参加者と密にならないよう広さにゆとりを持たせる（障害者の介助を行う場合を除く）。
 - ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者数を制限する等の措置を講じる。

- ・複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

○ 飲食物の提供時について

- ・参加者（ボランティア等）が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うように声を掛ける。
- ・飲料については、ペットボトル・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
- ・飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる。

○ 競技会場について

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ・換気設備がある場合には、適切に運転させる。
- ・定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

○ ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を外した後は、石鹼と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行う。

○ 感染者（疑いを含む）が発生した場合など

- ・大会当日に、受付場所や競技場を含む大会実施会場において実施する検温で 37.5°C以上または平熱を超える発熱が認められる者がいた場合や、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をはじめとする体調不良（明らかに該当しない外傷等は除く）を申し出る者がいた場合は、必要に応じて本大会医療班（医師または看護師）が確認を行うが、原則として速やかにお帰り頂き、かかりつけ医、地域の身近な医療機関または東京都発熱相談センターへ連絡・相談の上、適切な方法で医療機関にかかること。
- ・大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること。
(東京都障害者スポーツ協会：03-6265-6001)
- ・主催者から大会への参加辞退要請があった場合は、その指示に従うこと。

○ 感染者が発生した場合の情報発信

- ・東京都および各区の保健当局と協議の上、必要な情報については東京都障害者スポーツ協会のホームページやプレス発表などによる周知を行う。